

「元気いっぱい・笑顔いっぱい」

特別支援教育統括コーディネーター 加賀谷 勝



「特別支援教育の動向」

11月9日（水）、三種町PTA連合会研修会で「知って得する特別支援教育」のテーマで話したことを紹介します。

1 特殊教育から特別支援教育へ（子どもが学校に合わせる教育から学校が子どもに合わせるへ教育）

従来は盲・聾・養護学校と特殊学級に在籍したり通級指導教室を利用したりしている幼児児童生徒を対象に特殊教育と呼んでいたが、通常の学級に在籍している発達障害、知的障害、愛着障害などのある児童生徒も新たに指導・支援の対象に加える必要があることから、法改正を行い、特殊教育から特別支援教育へ転換された。

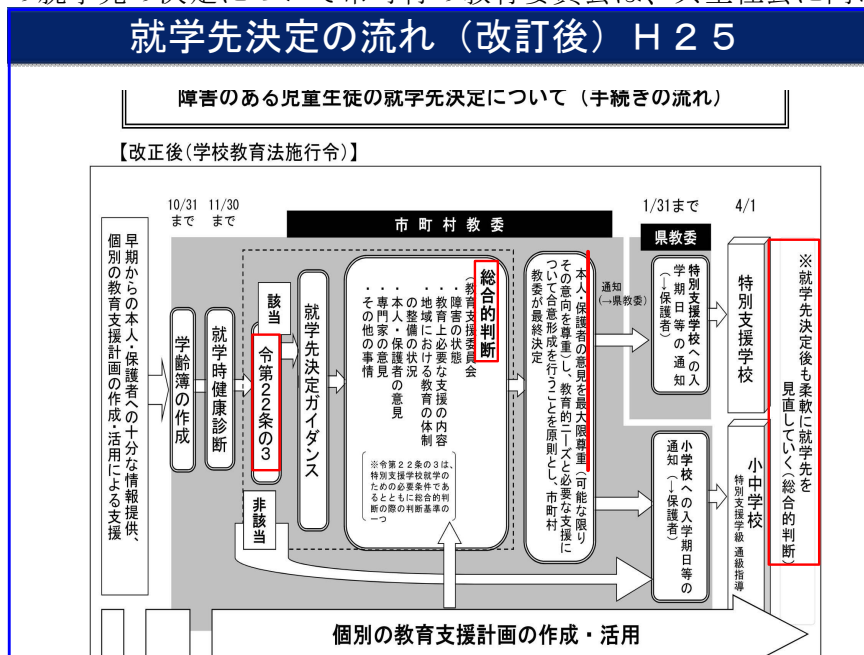
※盲・聾・養護学校が特別支援学校、特殊学級が特別支援学級へ改称する。

この10年間、少子化の影響により義務教育段階の全児童生徒数は約1割減少しているのに対して、特別支援教育対象児童生徒数は倍増している。また、通常の学級に発達障害のある児童生徒が1～2人は在籍しており、これから増えることが予想される。もはや特別支援教育は、「私には関係ない」と言えるものではなくなっている。なお、今年12月に文部科学省より、発達障害の可能性のある児童生徒の在籍率が発表される。（平成14年は6.3% 平成24年は6.5% 令和4年は?%）

	義務教育段階の児童生徒数	特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室の児童生徒数
平成21年	1,074万人	25万1千人
令和元年	973万人	48万6千人

2 就学先決定の仕組みについて（平成25年度に改訂）

「就学基準（学校教育法施行令第22条の3）に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みから、平成25年9月に障害のある児童生徒の就学先の決定について市町村の教育委員会は、共生社会に向けたインクルーシブ教育システムの構築の理念のもと、



システムの構築の理念のもと、早期から保護者へ十分な情報提供を行い、個別の教育支援計画の作成・活用を通じて、「教育支援委員会」において十分な検討を行い、その結果をもとに、障害の程度が就学基準に該当するかどうかに加えて、必要な教育的ニーズ、保護者や専門家の意見、就学先の学校における教育や支援の内容等を総合的に判断して慎重に決定していくことに改められた。また、就学先決定後も柔軟に就学先を見

直すことになったことから、特別支援学級から通常の学級に転籍するケースが増えている。

3 合理的配慮の提供について

平成28年4月、共生社会の実現を目指した「障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が施行され、教育の場でも合理的配慮の提供が法的義務となった。

学校における合理的配慮とは、全ての児童生徒が同じスタートラインに立って学ぶために必要とされる配慮である。診断名や障害の有無は判断基準にならない。

【合理的配慮提供までの流れ】ポイント：「合意形成に向けた建設的な対話の積み重ね」

(1) 準備：相談・支援体制の整備

- ・コーディネーターの指名、校（園）内支援委員会の設置、相談窓口担当を確認する。
- ・保護者に文書またはPTA総会や学級懇談で周知する。

(2) 意思の表明：本人、保護者からの合理的配慮の相談

① 意思表示があった場合

担任→特別支援教育コーディネーター・管理職→校（園）内支援委員会を開催する。

② 本人、保護者から申し出がない場合

明らかにつまずきが予想される場合は、学校から本人、保護者に提案する。

(3) 調整：校（園）内支援委員会で検討

- ・障害や困難さの状況、教育的ニーズを把握する。（困難さを改善できる配慮は何か）
- ・配慮の内容・方法を検討する。（必要かつ適切か、代替案はないか）

(4) 決定：本人、保護者と対話を行い、合意形成を図った上で決定

- ・「個別の支援計画」等に明記してツールとして活用する。

※来年度から秋田県では「個別の支援計画」から「個別の教育支援計画」へ改称する。

(5) 提供・実施

- ・合理的配慮を共有しながら、学級担任等を中心に全校体制で継続的に実施する。

(6) 定期的な評価・改善（見直し）

- ・幼児児童生徒の様子を関係者で評価し、配慮の内容・方法を変更したり、減らしたりする。適切な支援の継続のために、進級、進学などの際は、確実に引継ぎをする。

【合理的配慮の例】

(1) 学習面

- ・視覚情報の提示、ICレコーダー等の機器の使用、漢字にルビをふる、文字の拡大、個に応じたワークシートの使用、PCやタブレット端末の使用、筆記や問題量の調整。

(2) 行動面

- ・具体的なスケジュールの提示、教室環境や活動量の調整、落ち着ける場所と状況を振り返る機会の確保、集団内での役割分担の明確化、周囲の幼児児童生徒への理解。



とれたて直送便



「ほめると認める」

研修会で「うちの子はほめるとすぐ調子に乗ってしまうのですが」という質問を受けました。結果や出来栄え、他との比較ではなく、「今」を認めて気持ちを伝えることが大切です。

- ・ほめる～子どもの行動の結果を肯定的に評価する。

「お手伝いしてえらいね」「うまく描けてすごいね」→YOUメッセージ

- ・認める～子どもの行動から感じたことを言葉にする。

「手伝ってくれてありがとう」「細かく描けてうれしいよ」→Iメッセージ

子どもは大人の気持ちがよく分かるので、お世辞や嘘を見抜きます。子どものありのままの行動や存在を認め、「Iメッセージ」でやる気を引き出しましょう。